

令和7年度第1回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和7年10月31日（金）午前10時00分から

2 会 場 県行政庁舎11階 第二会議室

3 出席者

- (1) 出席委員 加藤雄彦（会長）、五十嵐征彦、千葉剛、鈴木里香、三塚薫、小川せつ子、根來興宜、鈴木一樹、中釜志保美、後藤武俊、佐藤哲也、上村ちはる（審議事項「イ」より参加）、菅原通悦
- (2) 欠席委員 後藤篤

4 議 題

- (1) 審議事項
 - ア 通信制高等学校の設置について（（仮称）クラークNEXT高等学校）
 - イ 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（東北生活文化大学高等学校）
 - ウ 高等学校の収容定員に係る学則の変更について（仙台白百合学園高等学校）
 - エ 中学校の収容定員に係る学則の変更について（仙台白百合学園中学校）
 - オ 小学校の収容定員に係る学則の変更について（仙台白百合学園小学校）
 - カ 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（仙台白百合学園幼稚園）
 - キ 学校法人の設立について（（仮称）学校法人こども未来館）
 - ク 幼稚園の設置について（（仮称）陽だまりの丘幼稚園）
 - ケ 幼稚園の廃止について（第二たんぽぽ幼稚園）
 - コ 幼稚園の廃止について（のぞみ幼稚園）
 - サ 学校法人の解散について（学校法人慈光学園）
- (2) 宮城県私立学校審議会運営規程の改正について

5 議事の経過

事務局から、本日の会議の出席者が定足数を満たしたので、会議が有効に成立している旨の報告があった。

加藤会長が審議会運営規程第3条第1項の規定により議長となった。

議長は議事録署名人として、三塚委員と鈴木一樹委員を指名した。

(1) 審議事項

ア 通信制高等学校の設置について（（仮称）クラークNEXT高等学校）

加藤部会長は、小学校・中学校・高等学校部会において調査審議した結果、本件を了承した旨、報告した。

事務局から資料により説明を行った。

後藤武俊委員から、令和7年10月8日に実施した現地確認の結果について報告があった。

(後藤委員) 現地確認の際、クラークNEXTのパンフレットと募集要項を頂きまして、拝見しますと、パンフレットには単位修得コースというものが掲載されておるのですが、募集要項や今回の審議資料に記載がございませんでしたので、確認したいのですが。

(事務局) 単位修得コースについては通信制の教育課程に基づく授業でございまして、学則第30条に授業料等の記載の、1単位16,000円をベースにしていると伺っております。

(後藤委員) あまり穿ったことを申し上げてはいけないと思うのですが、実際に入学を希望し、こちらを見た場合、いくつか足りていない単位だけを取りたいというニーズにあまり間口が広がっていない印象を受けますし、むしろコース制に促すような意図があるのではないかとまで思ってしまったのですが、経営の範囲内の判断であるかもしれませんので、皆様の御判断にお任せしたいと思います。

(加藤会長) 基本的には設置基準に関わるものではないと御理解いただいた上で、入学したい者にとってみれば募集要項を見るのが当たり前で、わざわざ最初から学則を見る生徒はいない訳ですから。学則は入学してから見るのが一般的だと思いますので、その点で差異があるということを指摘していただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

(事務局) 委員から御指摘いただいた内容につきまして、学校へ指摘したいと思います。

(加藤会長) 新設校になりますので、誤解の無いようにしておかないといけませんので、よろしく願いします。

資料20ページに「学生1人当たり納付金」とございますが、学則では学生とは言わずに生徒と表現していると思います。

(事務局) 学校に指摘したいと思います。

(根来委員) 専門外なので分からない中での質問になりますが、趣意書の中に連携とか、協同という言葉がすごくたくさん出てくるのです。たぶんカリキュラムを進めていく中でだとか、学校の特色を出すために進めている授業の中で、産業界だとか福祉協議会だとかとの連携や協同という趣旨だと思うのですが、そのあたりの計画の見通しだとか、具体的な連携していく方法だとか確立されているのでしょうか。相手がたくさんいるような感じがして、本当にちゃんとカリキュラムをこなせるのだろうか、相手があって初めて成立する連携だとか、授業時間の確保になるのではと思っただけの質問です。

(事務局) クラークNEXTさんにつきましては、創志学園さんの考え方といたしまして、生徒さんがどのように学校の中で勉強していくかという視点で書いているものがこちらでございます。記載の中に協力だとか連携という言葉が多々書いてあるところがございます。例えば、地元仙台市を中心とする地域社会の課題解決と書いてございます。こちらにつきましては、具体例としては、石巻市にあるIT会社さんと協力をとっておりまして、既にクラーク記念国際高等学校さんでプログラミングの授業などをやっている会社があるのですが、その会社と共にやっていくことなどを検討していると伺っております。その上で、国の機関、国際機関、地元市町村等の話につきましては、クラーク記念国際高等学校さんを既に置いている中で市町村や地元企業とのつながりがありますので、こちらのNEXTさんでもつなげていくと伺っております。

審議会として了承される。

イ 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（東北生活文化大学高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 素朴な疑問なのですが、今年度設置されてすぐに変更することは可能なのでしょうか。全日制ですと、設置されましたら3年間はそれで走って、卒業年次を迎えた後に、という考え方が基本だと思うのですが、通信制は1年目から卒業する生徒も出るかもしれないから、その対象外と考えてよろしいのでしょうか。

(事務局) 学則の関係は学校教育法施行規則でこういった事項については所轄庁に届出することと定められていると認識しております。制度といたしましては、いつ、どの時期に届け出るといったものは無いと認識しておりますので、この学則変更については問題が無いものと認識しております。

(加藤会長) 資料に令和7年1月1日施行と書いてあるのですが、今日認められれば明日からやっていいということではよろしいのでしょうか。こちらも素朴な疑問です。

(事務局) 認可申請書の変更の時期に、認可後の翌月1日とございまして、学校としては必ずしも1月1日から変更するというものではないものと認識しています。

(後藤委員) 事実確認でございます。協定を結ぶ学習塾について、施設名に会社名が記載されているのですが、塾そのものがこの名前でやっているのか、塾としての名前が別にあるのであれば教えていただきたいのですが、あと、塾としての営業には支障が無いのか教えてください。

(事務局) 塾の営業について支障が無いことについては確認しております。塾の名前はアップルとなります。

(後藤委員) アップルということになりますとたぶん市内各所にあると思うのですが、何か所あるかま

では把握しておりませんが、その全てが支援施設となるのか、住所の記載があるここだけが支援施設となるのか教えてください。もしここが本社の住所で、ここだけで登録して他も全部使えますということであれば、指導員の配置等疑問が生じるので確認したいと思っております。

(事務局) この書いてある住所の施設のみとなりますが、施設名の書き方がよろしくないと思っておりますので、委員の指摘を踏まえまして学校に伝えたいと思っております。

審議会として了承される。

ウ 高等学校の収容定員に係る学則の変更について（仙台白百合学園高等学校）

エ 中学校の収容定員に係る学則の変更について（仙台白百合学園中学校）

オ 小学校の収容定員に係る学則の変更について（仙台白百合学園小学校）

カ 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（仙台白百合学園幼稚園）

関連する案件のため、4件を一括して審議が行われた。

本件の利害関係者である鈴木里香委員が退席した後、事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

キ 学校法人の設立について（(仮称) 学校法人こども未来館）

ク 幼稚園の設置について（(仮称) 陽だまりの丘幼稚園）

関連する案件のため、2件を一括して審議が行われた。

鈴木里香委員の着席後、鈴木一樹部会長は、幼稚園・専修学校・各種学校部会において調査審議した結果、本件を了承した旨、報告した。

事務局から資料により説明を行った。

(三塚委員) 現地確認をさせていただきました。今だと認定こども園や保育園という選択肢もあるのではないですか、と伺いましたが、幼稚園で幼児教育をやりたい、という理事長先生の想いがありになるようでした。亘理町には1園しか幼稚園が無いため、いろいろなところからバスが入ってきており、地道にやっていきたいということでした。

(佐藤委員) 環境面でいえば、今話題になっている野生動物の侵入だとか、悪意のある第三者の侵入等、セキュリティを考えると非常に広大な園地を保有していますので心配をしていましたけれども、山というか坂というか、そういったものが自然のフェンスのような形になっていて、外から侵入しづらいような造りになっていて、なおかつ園の中では起伏に富んでいて、高台に上がると海の方までよく見えて、日当たりがまさしく良く、木々や果実が実っていて、それをそのまま保育に活用していこうということで、大変魅力的かつ可能性を感じるような幼稚園になるのではないかと拝見しました。

(菅原委員) 過日、この幼稚園設置についての資料をメールで頂きました。丁寧に設置者の方から御回答いただいている、私なりに理解をしたのですが、その中で、地元の子どもたちを受け入れることに

ついでに戦略がございました。毎日給食を出してほしいということに対して善処するようなお答えをしているようですし、それから預かり保育と習い事ができるといいという要望に対しても考えていきます、とかなり広範囲のサービス提供を幼稚園として考えているようですので、その辺事務局の方で補足説明あればお聞きしたいと思います。先ほど三塚委員からありましたとおり、やる気満々のような理事長さんの考えがこういった答えになっているのかなと思ったので、お願いします。

(事務局) 事務局として本当にそれができるのか確認したいと思ひまして、先日の現地確認で、どこでやるのか確認いたしました。基本的に園の運営に支障が無い範囲で、例えば園児さんが帰ってからホールを開放すると、ここに園長先生のこだわりと言いますか、キッチンを設けることで、地域の人たちが集まってお茶会のようなものをやる交流スペースを設けるだとか、満三歳児室を、園児さんがいなくなったまたは人数が少ないときにこの場も借りて交流スペースを作るだとか、幼稚園の運営に支障が無い範囲でやっていきたいということを確認しております。

審議会として了承される。

ケ 幼稚園の廃止について（第二たんぽぽ幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

コ 幼稚園の廃止について（のぞみ幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 土地、建物については設置者である宗教法人が管理していくことになっていますので、地域の方々に迷惑をかけるといったようなことは無いとは思いますが、これについて事務局でそれ以上把握していることはございますか。

(事務局) 宗教法人は存続しておりますので、特段問題はないと考えております。

審議会として了承される。

サ 学校法人の解散について（学校法人慈光学園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

(2) 宮城県私立学校審議会運営規程の改正について

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として決定される。

6 その他

報告事項

私立専修学校の設置等の認可に関する審査基準等の改正について

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 学則を変更しなければならない専修学校はどのくらいあるのですか。

(事務局) 県内で専門課程を設置する学校が対象となるのですが、約 60 校が対象になり得ると考えてございます。県内専修学校の一般過程はほぼ無くて、高等課程も 5 校程度のみで、専門課程を置いているのがほとんどとなり、それが約 60 校になります。

以上